

会議の公開等について

平成25年12月20日
八街市市民部児童家庭課

八街市子ども・子育て会議の公開等に関する要領（案）

1 趣旨

この要領は、八街市子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 会議の公開等

会議は、原則、公開とする。ただし、次の各号に掲げる事項について審議し、又は報告を受ける場合において、会議を非公開とすることができる。

- （１） 個人情報（八街市個人情報保護条例第２条第１号に規定する個人情報をいう。）を含み、会議を公開とすることにより個人の権利利益を害するおそれのある事項
- （２） その他、会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項

3 傍聴手続

会議の傍聴を希望する者は、会議の開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、会議の許可を受けた後、会場に入室するものとする。

傍聴の受付は、先着順に行い、定員（５名）になり次第、受付を終了する。

4 遵守事項

傍聴人は、会議の傍聴にあたり、次の事項を遵守するものとする。

- （１） 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- （２） 会議において発言し、その他騒ぎ立てる等により、議事を妨害しないこと。
- （３） 会場において、飲食、喫煙をしないこと。
- （４） 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- （５） その他、会議の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為をしないこと。

5 秩序の維持

傍聴人が先に掲げる遵守事項に違反し、かつ、議長の指示に従わないときは、退場を求めるものとする。

6 会議録等の公開

会議の開催日及び会議録は、市のホームページにて公開するものとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。